

# 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度

- 民有林の立木を伐採するときは、森林所有者等はあらかじめ市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。

伐採及び伐採後の  
造林の届出書の提出  
森林法第10条の8第1項

伐採開始予定日の  
90～30日前

伐採の実施

造林の実施

伐採及び伐採後の  
造林に係る森林の  
状況報告書の提出  
森林法第10条の8第2項

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長殿

届出人 住所 氏名  
(注) 届出は、伐採と伐採後の造林をする権原を有する者が提出(異なる場合には、連名で提出)

- 1 森林の所在場所  
(注) 伐採・造林箇所を特定するために位置図その他の図面を添付してください。
- 2 伐採の計画  
(注) 記載項目は、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採の期間
- 3 伐採後の造林の計画  
(注) 記載項目は、造林の方法(人工造林・天然更新)別の造林面積、造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積・植栽本数

届出書を提出しないで  
伐採した場合  
↓ (森林法第208条第1号)  
100万円以下の罰金